

■ アドバイザー業務において提携関係にある者の追加について

本事業のアドバイザー業務において提携関係にある者について、再度変更が生じたのでお知らせします。下記事業者を追加いたします。

募集要項 P10「(3) 構成事業者の制限」における カ に以下のとおり追加します。

追加：シテューワ法律事務所